

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	江南区 (北山・丸山・丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、西山、直り山、松山、笹山、平山、蔵岡、細山、大淵、三百地、江口、西野、天野、楚川、俵柳、祖父興野、久蔵興野、太右エ門新田、鐘木、鍋湯新田、丸湯新田、嘉木、曾川、割野、嘉瀬、酒屋、花ノ牧、上和田・和田、舞湯、平賀、二本木、木津、川根谷内分区、駒込、藤山、小杉下分区、小杉上分区、横越下分区、横越上・中分区、沢海、沢海焼山、亀田、砂崩、砂岡、袋津、所島、城山、日水、茅野山分区、上早通分区、中早通分区、下早通分区、丸湯分区、亀田長湯、鶴ノ子、泥湯、荻菅根、船戸山、貝塚、手代山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月26日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、稲作のほか、なす、梅、梨、いちご、とうもろこしなど多様な農産物を供給する都市近郊型農業が営まれている。しかし、農家戸数、農業者数が年々減少傾向にあり、今後さらに離農が進むことが予測されるため、農地中間管理機構を活用した担い手の農地の集積・集約化による作業の効率化や規模拡大を進め、農地の有効活用を図る必要がある。

また、農業者の高齢化は長期的な課題であるため、農業経営の体質強化や法人化、新規就農者などの新たな受け皿の確保・育成に引き続き取り組みしていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻について、担い手への農地集積・集約化による作業効率化、品種構成の見直しによる作期分散などの取り組みを推進し、労働力の確保や農地の有効利用に努める。また、ICT技術の導入によるコスト低減やデータ活用により、高品質・良食味米や多収穫米の生産を進める。

園芸について、個別経営体を中心とした機械・施設の整備を進め、生産性や作業効率の向上を図る。一方で、地域段階では、品種統一や共選共販体制の確立などにより産地競争力を高め実需者との繋がりを深めるとともに、担い手が園芸の新規導入や拡大に取り組みできる環境づくりを推進する。

また、水稻を中心とした複合経営への転換を促すことで、農業経営の体質強化や法人化を加速化し「儲かる農業」の実現や更なる地産地消の拡大を図るとともに、魅力ある農業を発信することにより新規就農者など新たな農業者の確保・育成に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,706.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,382.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
農地における営農型太陽光発電事業の実施について、以下の農地を地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
以下、大字・地番を記載。
木津 1741番1、1742番1、1742番3、1742番4

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

当該地区の農地利用は、地域内の担い手を中心に農地の集積・集約化を基本としつつ、地域内の担い手の農地集積・集約化に支障がない範囲でその他の地区内の農業者、入作者による農地利用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

急なリタイアへの対応を可能にするため、出し手は、農地中間管理機構の活用にも努める。一方、担い手は、農地中間管理機構を活用した利用権設定・移転を継続実施しながら、分散錯圃した農地の集積・集約化にも努める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・水田の汎用化などの基盤整備を実施するとともに、担い手のニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を図るため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水、老朽化した農業水利施設等の整備を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地周辺や農道等の保全管理の取組を進めていく。
⑩土地利用型を主体とする当該地区は、地域の担い手への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト低減を図る。また、当該地区の担い手と連携する者（兼業農家等）は、新たに農業に参加する者に対して、これまでの知見を活かした営農に関する助言等を行うことで新たな担い手の確保・育成に努める。